

平成23年（行ウ）第17号、第18号 第二次泡瀬干渉公金支出差止請求事件
原 告 前川盛治 外274名
被 告 沖縄県知事、沖縄市長

準 備 書 面 (19)

2013年1月24日

那覇地方裁判所 民事第2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

籠橋 隆明

同 鎧口 崇

同 喜多 自然

同 栗山 知

同 斎藤 祐介

同 白川 秀之

同 長谷川鉱治

同 原田 彰好

同 日高洋一郎

同 堀 雅博

同 間宮 静香

同 御子柴 慎

同 横江 崇

原告ら訴訟復代理人弁護士

松本 徹意

同 吉浦 勝正

同 宮本 増

本書面では、液状化問題についての被告らの主張（特に被告県知事準備書面12）に対して反論する。

第1 液状化対策について

1 液状化対策について、原告準備書面（13）では、第1の3、第3の3で次のように主張した。

即ち、造成地の液状化の危険性の判定とそれに基づく工法の検討は、地盤が造成されないことには行うことができないので、埋め立て完了後に実施されるものであることは当然としつつも、液状化問題が、事業費用や造成地の安全性に深く関わることを示し、そのことから、事業の合理性についての説明責任を果たすには、事業者は可能な限りの事前の情報収集と納税者・主権者たる国民への説明を果たす必要がある。それにもかかわらず事業者が、事前の液状化リスクの予測、液状化対策費用の見積もりや予算措置、土地購入に当たって沖縄県・沖縄市が液状化対策に起因する更なる財政負担を回避する取り決めなどについて、被告らは実施を怠り、そのことを公表してもこなかったのである。

被告県知事準備書面（12）1（1）及び（2）では、埋め立て完了後に一切の判断を行うとの従来の主張を繰り返すのみで、現状において何の予測も予算措置も実施していないことが改めて明らかにされた。また、事業者が事後的に液状化対策を行うことを、被告は当然のように主張しているが、事業の変更の許可・変更の承認申請書には、事後的な液状化対策について一切記載されておらず、したがって、変更の許可・変更の承認手続きの際に事後の液状化対策が考慮されてこなかったことは、原告ら準備書面（5）第2の5（7）で主張したとおりである。

2 被告県知事準備書面（12）の1（4）の第一段落では、所要の液状化対策費用は土地取得価格に反映するので「県の事業費に大きく反映することはない」ことから、本県事業の経済的合理性に影響しないと主張している。

このことについて、すでに原告は、原告ら準備書面（5）第3求釈明事項（2）において、液状化対策工事が必要と判定された場合の、工法等の判断基準、施工主体、施工費用の調達先・調達方法を具体的に示すよう求めているが、被告はこれらを示していない。

したがって、現段階においては「県の事業費に大きく反映することはない」という被告らの主張は、何らの根拠もないものと言うほかない。しかも、「県

の事業費に大きく反映することはない」の「大きく」の意味が全く不明である。沖縄県が行う所要の液状化対策費用を、土地取得時に国に転嫁できる契約であれば、「県の事業費に『全く反映しない』と主張されることになる。しかし、被告らは「県の事業費に大きく反映することはない」としているのであって、液状化対策費用と土地価格下落分が一致しない前提での主張であることは明白である。すなわち、沖縄県が行う所要の液状化対策費用と、国からの土地取得価格の引き下げ分との関係について、被告らは、両者のある程度の相関を期待しているが、両者を一致させるとの約束など国と交わされてはいないし、本当にある程度の相関があるのかすら不明な状況である。

3 ところで、被告県知事準備書面（12）の1（4）第2段落では、所要の液状化対策で「県が国から取得する土地価格が下がった場合に、その差額の負担を国が負うということを意味するものではない」とある。

しかし、「国にとっては土地販売が目的ではない」か目的であるかにかかわらず、国と県の土地売買契約において実際の売却価格が予定額よりも下がるのであれば、差額分を国が失うことは当然の理である。それは、本件埋め立て事業における国の財政収支上、国庫からの財政支出が予定よりも増大すること、すなわち「差額の負担を国が負うということ」を意味する。したがって、被告の上記主張は、（いまいち趣旨が不明ではあるが）誤りであると思われる。

ところで、液状化対策費用と土地価格について考えたとき、そもそも液状化対策が必要であるとなった場合に、本当に土地の価格が下がるのであろうか。現段階で土地の譲渡価格は決定しており、今後液状化対策が必要になった場合、過分の費用がかかるることは自明の理であるが、その分すでに決定された価格から減額されるという保証はないし、仮に減額があったとしてもその減額幅も未定である。結局、被告らの主張は、「本件造成地の所要の液状化対策は沖縄県が行うが、その費用を直接、土地を造成した国に転嫁することはできず、地価の低下によって結果的に相当程度補償されることを期待するのみである」という意味であり、市民・県民の税金を使用する埋立事業において、このような不確実な見通しがまかり通って良いはずがない。

4 上に主張したとおり、被告県知事準備書面（12）1では、液状化対策について、事業者は本件事業の安全性や経済合理性についての具体的なリスク評価を行っていないことは明らかであるうえに、造成完了後に液状化対策が必要となつても、所要の対策の費用を、国からの土地購入価格に直接に転嫁させることができないことを意味する主張がなされたのである。

したがって、液状化対策問題は、原告準備書面（5）第2の5で述べたとおり事業の適正を疑わせる観点であり続けるとともに、事業の経済合理性の根拠を失わしめる重要な問題である。

ところで、甲A第5号証の処分計画書によれば、国埋立地の沖縄県への譲渡の予定対価の額は14,700円/m²であり、沖縄県は、国から譲渡された埋立地を沖縄市に譲渡する予定であるとされている。また、甲A第15号証の処分計画書によれば、沖縄県施工の埋立地の沖縄市への譲渡の予定対価の額は、19,300円/m²であるとされている。しかし、これら処分計画書にも、「中城湾港泡瀬地区開発事業に関する協定書」（甲B21。なお、この協定書は変更前の計画に関するものであり、変更後の計画に関する協定書は存在しない少なくとも公表されていない等の公文書にも、液状化対策と土地売却価格の関係についての取り決めは、およそ記載されていない。土地造成の後に液状化対策が必要となつた場合に、これら国から県、県から市への土地売却価格が減額される取り決めがあるのかないのか、またそのような取り決めがあるならば、どのような算定根拠・方法で減額価格を定めることになっているのか、被告らは示されたい。一方、もし土地売却価格減額の取り決めがないならば、それにもかかわらず確かに液状化対策費用が「土地のマイナス評価として土地取得価格に反映する」（被告県知事準備書面（12）の1（4））と主張する根拠を示したい。

第2 津波・高潮被害について

1 地震予測の科学的研究において、将来発生しうる地震の規模や震源域について、「可能性」を示すことはできるが、「断定」することは、自然科学の本質上あ

り得ない。また、こうした予測は、最新の現地調査の結果に基づき、将来発生が見込まれる蓋然性の高いと学会の専門家が考える諸条件の値を設定してモデル計算されるものであるから、すべての地震予測計算は、ある条件値セットによる「一例」に他ならない。被告県知事準備書面（12）2（1）及び（2）は、要旨それらを「可能性」や「一例」にすぎないから重視しないでもよい旨、主張しているが、これこそ防災科学の根本をわきまえず、安全を軽視するものであり、本件事業の問題点を端的に示している。

2 被告らは、現行の事業における地震・津波対策について、被告県知事準備書面（12）2（3）において、「(東日本大震災後に)想定される地震・津波への対処については、(本件事業の変更の許可・変更の承認後に策定された)沖縄県地域防災計画に反映して」と主張している。平成23年第6回沖縄県議会において、沖縄県土木建設部長は、本件事業計画について東日本大震災を受けて見直しを行っていないと明言しているのだが、そのことは、被告県知事準備書面でも再確認された。被告らは、本件事業で造成される埋立地について、その護岸や造成地の強度・海拔など、構造物としての安全性の変更・強化は行っておらず、単に、将来、本件事業が完了した造成後の土地への入居者や入り込み客に対して、行政が当然に法令に基づく安全対策を執るであろうから安全である、と主張しているのである。

本訴訟の重要な争点の一つは、本件事業計画の変更の許可・承認手続が、法令の形式を満たしているとしても、東日本大震災の惨害を眼前にして、十分な安全性の検証を行い、その過程・結果についての説明責任を果たしたかどうかにあることを原告は主張してきた。被告らはまさに、造成後の入居者・入り込み客の生命財産の保全に直結する安全性の再検討など本件事業には要しないことを主張しているのである。このように実施される埋立事業が、災害対策につき十分に配慮されたものでないことは明白である。

第3 台風対策について

1 被告県知事準備書面（12）3では、2011年台風9号における沖側護岸

の越波の問題を取り上げている。被告は、越波「したとされる」と述べるが、「越波した」とは、一方の事業者である国が行った報告（甲D 3 7 参照。「被災個所2（沖側護岸）」の欄に、「長時間にわたって継続した高波浪が、沖側護岸天端（CDL + 4.5 m）を越波する際」との記載がある。）であり、不確実な伝聞などではない。

本件事業地は原告らが立ち入って気象・海象観測・台風被害状況調査をなすことはできないが、本件事業者は当然に、繰り返し発生している荒天時の越波の状況を観測していくしかるべきであり、事業者としてその内容を説明すべきである。2011、12年の台風来襲時に事業地護岸に襲来した高波の波高値・方位、越波時間の観測を行ったか否か、行ったのであればその観測値を示すこと、さらに、その実測データに基づくシミュレーションを行い、本件事業の完了後には越波が起こらないとの結果が得られたのか否か、得られたのであればその計算過程・結果を示されたい。

また、護岸は沖側護岸（人工海浜護岸）だけではない。埋立地には四つの面があり、そのいずれからも越波があれば災害が発生する。同項では「原告の主張する10mを超えるという有義波高は埋め立て地前面のものではない。」とも述べているが、原告はそもそも、本件事業海域前方の津堅島で有義波高値10.19mが観測されたほどの激甚な波浪が本護岸に来襲したことを明記している。被告は、津堅島から本件事業地に至るまでの間にこのような波浪が設計波以内に減衰し、造成地四面のいずれの護岸でも災害が生じないことを調査の上結論付けなければならないが、それはなされていない。

2 工事完了後には高波が越波しないとの被告主張の根拠は、被告県知事準備書面（12）3によると、実は護岸の海拔の問題ではなく、潜堤及び養浜工事を施工することによることである。

しかし、潜堤や養浜は、仮に波浪であればある程度そのエネルギーを緩和できるとしても、海面全体が広く盛り上がる津波の波高抑制には効果が少ないと考えられる。すなわち、潜堤というのは、波が浅瀬に来ると勢いを弱めることに着目し、人工的に沖側に浅瀬を作り上げ、沖のほうで波の勢いを弱めること

を目的としているが、海面全体が広く盛り上がる津波の場合は、通常の波に比べて波自体の高さが高くなつた分だけ潜堤の効果が減殺されるからである。更に、潜堤の数や大きさ、配置場所などによりその効果も異なつてくるところ、本件計画内の潜堤は、大津波による災害を想定して配置されたものではなく、それ自体にいかほどの減殺効果があるのかすら不明である。

また、養浜についても、砂が波の勢いを弱めるという効果はあるが、波の勢いが強くなれば相対的に砂による減殺効果も減るからである。

被告は、台風、津波、液状化をそれぞれ全く別個に論じているが、荒天時に地震が発生すれば、台風、津波、液状化が2つまたは3つ同時に発生する事態も予測される。台風銀座とも称される沖縄島において、荒天時の地震災害は十分に現実化しうる災害モデルである。この観点から、東日本大震災前に策定されたままの事業計画で施工され、潜堤がなければ台風だけで容易に越波が生じている護岸の状況を見るならば、当然に、台風、津波、液状化の複合被害に対して本件事業の安全対策が不十分であるとの合理的疑いが生じる。その点で、現在までに公表されている資料では、波浪の実測値に基づき評価される高波・液状化・津波被害対策に合理性があるとは言えないことが明らかである。

以上